サポランド News

2021.5月号
VOL.14

【発行】特定非営利活動法人　在宅支援センターサポートランド二十一
〒819−0373　福岡市西区田尻2707-3　TEL・FAX（092）-807-4477

在宅支援センター
ひだまり
〒814-0162
福岡市早良区星の原団地３２−１０４
TEL092-874-5003
FAX 092-874-5009
Email hidamari33@sand.ocn.ne.jp

障がい福祉サービス事業所
わくわくランド
〒819-0383
福岡市西区周船寺3-3-1
TEL092-834-9963
FAX092-834-9964
Email wakulandworks@yahoo.co.jp

今津特別支援学校　放課後等支援事業
ほのぼのルーム
〒819-0165
福岡市西区今津5413(今津特別支援学校内)
TEL092-806-8182
FAX092-806-8182
Email honobono@dune.ocn..ne.jp

各事業所の活動は https://www.support-land21.com で紹介しています。
ニュース・ブログ等更新していますので、毎日ワンクリックのご支援をお願いします☆

★わくわくランド★



福岡市より福祉従事者への優先的なワクチン接種の案内がありました。しかし、そこには現実的でない条件が付いており、「新型コロナウイルス感染症により自宅療養となった高齢の患者及び濃厚接触者に直接接し、障がい福祉サービスを行う意向がある訪問系サービス事業所等の従事者は、事業所が当該意向を有することを福岡市に登録することにより、『障碍者支援施設等の従事者』も範囲に含め、優先接種の対象とすることが可能」というものでした。つまり、自宅療養されている感染された方の家に訪問し、サービスを提供することを条件に優先的にワクチン接種ができるということでした。感染者数が増え、医療崩壊を防ぐための案だとは思いますが、あまりにも不明点や問題点が多いように思います。訪問した職員が次の日に施設勤務？/ホテル暮らし？/サービス提供＝契約　今、お困りなのにその方の支給量から変更していかないといけないため、相談支援事業所・受けているサービスの調整・個別支援計画の策定など、数週間が必要！・・・etc　法人会議を開きましたが、不合理的な条件・現状のサービスを安定して提供することを優先に考え、ワクチン接種は行わないこととなりました。

福祉は社会に欠かせない業種の一つだと思います。福祉従事者には無条件に近い条件でワクチン接種を行うべきだと私は思います。

障がい福祉サービス事業所　わくわくランド

★日頃よりわくわくランドへのご支援をありがとうございます。　施設長　小林　潤也

5月の予定

1日（土）鯉のぼり作り
3日（月）憲法記念日（わくわく休所）
4日（火）みどりの日（わくわく休所）
5日（水）こどもの日（わくわく休所）
8日（土）手紙作り（母の日）
15日（土）魚釣りゲーム
21日（金）早帰り（～14：00）
22日（土）巨大かるた大会
29日（土）壁飾り作り

6月の予定

5日（土）卓上バレー
12日（土）粘土工作
19日（土）歌合戦
24日（木）早帰り（～14：00）
26日（土）壁飾り作り



運動会＆射的



３日と１０日は射的と運動会を行いました!!射的は自作の鉄砲を使って、みんなでゴルゴ１３の様に的を射抜きました！運動会では、３事業所リモートで行い、ジェンガと言葉作りをしました！それぞれ、ジェンガを倒したり、焦って言葉が見つからなかったりと盛り上がりました























今月のスタッフ紹介



名　前：藤井　茉樹
誕生日：８月９日
好きな食べ物：パスタ
ニックネーム：まきろん!!



☆彡わくわくランド紹介動画☆彡

https://youtu.be/WmBhcyF0Pil で検索。もしくは右の QR コードへ！

在宅支援センターひだまり

日々のサービス、ありがとうございます。
先月下旬に福岡市独自の外出自粛令が発表され、２週間が経過しようとしています。その間も感染者数は増えており、変異種の割合も高まっています。夕方発表される新規感染者数にドキドキする毎日ですが、もう少し、皆で協力しあいながら、乗り越えていきましょう。

在宅支援センターひだまり
見川　雄太

ヘルパーミーティング

新年度になり１か月が過ぎました。
時折冷たい風が吹きますが、日中はだいぶ過ごしやすい時期になったのではないでしょうか。事業所の自動ドアも開けたままにしており、時折ご近所の方がふらっと立ち寄られます。その中で、「制度がわからない」「ヘルパーさんに来てほしい」「(サービスを使うには)どうしたら良いの？」という質問をいただきます。
今回は高齢の方が、公的なサービスを利用されるまでの流れを WAMNET（ワムネット）より抜粋しています。ご近所の方だけではなく、身近な人に聞かれた場合も参考にしてく

お知らせ

感染症対策備品として、マスク・アルコールジェル・手袋等を登録ヘルパーさん向けに再配布しております。
基本的に手渡しになりますので、お近くにお越しの際は事務所までお立ち寄りくださいますようお願い申し上げます。
他にも必要な備品についてなど、ありましたら、事務所まで



相談・申請

・介護保険制度やサービスの利用については、市町村と特別区（東京23区）（以下、市区町村）の介護保険担当窓口、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に相談することができます。
・サービスの利用を希望する場合は、市区町村の介護保険担当窓口に介護保険被保険者証を添えて「要介護（要支援）認定」の申請をします。
・地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設などに申請の代行を依頼することもできます。

要介護（要支援）認定



認定調査（訪問調査）

・市区町村の認定調査員が訪問して聞き取り調査を行います。
・全国共通の認定調査票に基づいて、申請者の心身状態などの聞き取り調査が行われます。

一次判定

・訪問調査の結果に基づき、コンピューター判定が行われます。



主治医意見書

・かかりつけ医に申請者の疾病の状態、特別な医療、認知症や障害の状況について意見を求めます（市区町村が依頼します）。



二次判定

・介護認定審査会において、一次判定結果、概況調査、主治医意見書などを踏まえ、どのくらいの介護が必要か審査・判定を行います。



認定・結果通知



・要介護1～5、要支援1・2、の7つの区分に認定され、いずれの区分に認定された人が、介護保険のサービスを利用することができます。
・非該当（自立）と認定される場合もあります。
・原則として、申請から約30日で結果が通知されます。
・新規の要介護（要支援）認定の有効期間は、原則として6ヶ月間です。有効期間内に利用したサービスの利用料が、保険料・税金の補助により、1割または2割の自己負担となります。有効期間を超えて、継続してサービスを利用する場合、有効期間の終了前に更新申請が必要になります。更新された要介護（要支援）認定の有効期間は、原則として12か月間です。

要介護1～5の場合

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成



・自宅でサービスの利用を希望する場合は、居宅介護支援事業所にケアプランの作成を依頼します。

要支援1・2の場合

介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成

・自宅でサービスの利用を希望する場合には、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）にケアプランの作成を依頼します。



サービスの利用



・ケアプランは、必要なサービスの利用計画で、自宅での生活を支えるために、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター（介護予防支援事業所）のケアマネジャーが、申請者である利用者やその家族と相談しながら作成します。
・利用者は、ケアプランに位置づけたサービスの事業所と契約を結び、ケアプランに基づいてサービスの利用を開始します。
・施設への入所（入居）を希望する方も、ケアマネジャーに相談しながら、施設を選び、入所（入居）します。
・サービスの種類、量や内容等については、利用開始後も一定期間ごとに確認を行い、必要に応じて見直しを行います。

ほのぼのルーム

風薫る、緑の季節がやってきました。皆様にはお元気にお過ごしの事とお慶び申し上げます。「ほのぼのルーム」が新しくなり、児童生徒の皆さんの活動がのびのびとできるようになりました。狭い空間が苦手な人も、圧迫感を感じずに落ち着いて過ごせるようになったように思います。土曜日や長期休暇等においてもレクリエーション活動等、十分にできるスペースがあり、福岡市こども未来局のご配慮に感謝申し上げます。これから、ますます楽しい行事を計画して、「いい時間」を共有できるように努めてまいります。

先日、「わくわくランド」の畑に行き、玉ねぎを収穫してきました。玉ねぎを引っ張るひもを用意して、指導員と力を合わせて「よいしょ！よいしょ！」と引っ張りました。ゆらゆらと玉ねぎが動きだし、いよいよスッポ～ンと抜けた時、その手ごたえと大きな玉ねぎに思わず笑顔！本当に楽しかったですね。収穫した玉ねぎは、おうちに持ち帰り、お母さんにお料理していただきましたね。土に触れる体験はなかなかできる機会がないので、自然にふれる機会を作ることで、自然の恵みやその素晴らしさを感じる経験をして欲しいなあと思います。これから、梅雨に入るまでは、一年中で最も過ごしやすい季節です。キラキラした目でいろんなものを見てほしい、柔らかい手でいろんなものを触ってほしい、五感に触れるさまざまなものが、ひとつの刺激となり、経験と自信を育てていきます。今月も頑張りますので、どうぞよろしくお願いします。

放課後等支援事業　ほのぼのルーム　　管理責任者　山口孝太

活動のテーマとして、一人一人の安全の確保を基本にし、さらに「心地良さ」を感じてもらえるように、光・風・音楽・笑顔・温かい声かけなどを通して、楽しく安心して過ごせる環境の調整を大切にしています。

【活動紹介】

5月は母の日。お母さん、いつもありがとう！



ちょっと休憩中です



今津運動公園　花壇前にて



う～ん、リラックスできるね～



玉ねぎ、大きい、びっくり！



よいしょ‥もうちょっと(^^♪



今津桜並木にて